

新旧対照表

変更前	変更後
<p>別紙1 省略</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</p> <p><u>1131</u></p> <p><u>(1)学校法人 山本学園 松山コンピュータ専門学校(愛媛県松山市辻町1-33)</u> <u>(2)学校法人 愛媛学園 愛媛コンピュータ専門学校(愛媛県松山市旭町107番地)</u> <u>(3)学校法人 河原学園 愛媛電子ビジネス専門学校(愛媛県松山市柳井町3丁目3-31)</u> <u>(4)イヨテツケーターサービス株式会社(愛媛県松山市千舟町4丁目5-2)</u> <u>(5)学校法人 河原学園 愛媛大原簿記公務員専門学校(愛媛県松山市一番町1丁目13)</u></p> <p><u>1143</u></p> <p><u>(1)学校法人 山本学園 松山コンピュータ専門学校(愛媛県松山市辻町1-33)</u></p> <p><u>(2)株式会社サーティファイ(東京都中央区京橋3-3-14 京橋 AK ビル)</u></p> <p><u>[修了認定試験の提供者]</u></p> <p>省略</p>	<p>別紙1 省略</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</p> <p>(1)講座の開設者</p> <p>学校法人 山本学園 松山コンピュータ専門学校(愛媛県松山市辻町1-33) 学校法人 河原学園 愛媛電子ビジネス専門学校(愛媛県松山市柳井町3丁目3-31)</p> <p>(2) 修了認定試験の提供者</p> <p>株式会社サーティファイ(東京都中央区京橋3-3-14 京橋 AK ビル)</p> <p>省略</p>

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

以下の講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

1131

初級システムアドミニストレータ講座(Aコース) 別添資料1のとおり

【学校法人 山本学園 松山コンピュータ専門学校】

初級システムアドミニストレータ講座(Bコース) 別添資料2のとおり

【学校法人 愛媛学園 愛媛コンピュータ専門学校】

初級システムアドミニストレータ講座(Cコース) 別添資料3のとおり

【学校法人 河原学園 愛媛電子ビジネス専門学校】

初級システムアドミニストレータ講座(Dコース) 別添資料4のとおり

【イヨテツケーターサービス株式会社】

初級システムアドミニストレータ講座(Eコース) 別添資料9のとおり

【学校法人 河原学園 愛媛大原簿記公務員専門学校】

1143

__ 初級システムアドミニストレータ講座(Eコース/サーティファイ・シスアド技術者能力試験3級併用コース) 別添資料10のとおり

__ 初級システムアドミニストレータ講座(Gコース/サーティファイ・シスアド技術者能力試験2級併用コース) 別添資料11のとおり

__ 初級システムアドミニストレータ講座(Hコース/サーティファイ・シスアド技術者能力試験1級併用コース) 別添資料12のとおり

【学校法人 山本学園 松山コンピュータ専門学校】

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

以下の講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

【学校法人 山本学園 松山コンピュータ専門学校】

__ 初級システムアドミニストレータ講座(Aコース/サーティファイ・シスアド技術者能力試験3級併用コース) 別添資料1のとおり

__ 初級システムアドミニストレータ講座(Bコース/サーティファイ・シスアド技術者能力試験2級併用コース) 別添資料2のとおり

__ 初級システムアドミニストレータ講座(Cコース/サーティファイ・シスアド技術者能力試験1級併用コース) 別添資料3のとおり

(2) 修了認定の基準

1131

当該認定に係る講座の出席率(A～Eコース:表1のとおり)以上をもって履修後、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。有資格者に対し当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(表1:講座の出席率の基準)

初級システムアドミニストレータ講座(Aコース) 80%以上 【学校法人 山本学園 松山コンピュータ専門学校】
初級システムアドミニストレータ講座(Bコース) 80%以上 【学校法人 愛媛学園 愛媛コンピュータ専門学校】
初級システムアドミニストレータ講座(Cコース) 90%以上 【学校法人 河原学園 愛媛電子ビジネス専門学校】
初級システムアドミニストレータ講座(Dコース) 80%以上 【イヨテツケーターサービス株式会社】

【学校法人 河原学園 愛媛電子ビジネス専門学校】

初級システムアドミニストレータ講座(Dコース/サーティファイ・シスアド技術者
能力試験3級併用コース) 別添資料4のとおり

初級システムアドミニストレータ講座(Eコース/サーティファイ・シスアド技術者
能力試験2級併用コース) 別添資料5のとおり

初級システムアドミニストレータ講座(Fコース/サーティファイ・シスアド技術者
能力試験1級併用コース) 別添資料6のとおり

(2) 修了認定の基準

初級システムアドミニストレータ講座(Eコース) 80%以上

学校法人 河原学園 愛媛大原簿記公務員専門学校

松山コンピュータ専門学校において、平成16年4月1日から平成17年9月30日の期間に情報処理科(インストラクタコース)講座を履修し、かつ、初級システムアドミニストレータ補講講座(Aコース)(表2)を履修することにより、初級システムアドミニストレータ講座(Aコース)における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構(I P A)が示す合格基準に達すること。

(表2:初級システムアドミニストレータ補講講座(Aコース))

番号	項目	教科名	授業数
1	ハードウェア(情報素子)	コンピュータサイエンス	2
2	システム応用 (データベース応用)	ファイル・データベース	2
3	セキュリティ(リスク管理)	ネットワーク基礎	2
4	セキュリティ(ガイドライン)		2
5	関連法規(その他の法律・倫理)	経営科学	4
		合計	12

1コマ 50分

愛媛コンピュータ専門学校において、平成16年4月1日から平成17年9月30日の期間に情報処理科(デジタルプロデュース・コース、システムソリューション・コース)講座を履修し、かつ、初級システムアドミニストレータ補講講座(Bコース)(表3)を履修することにより、初級システムアドミニストレータ講座(Bコース)における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構(I P A)が示す合格基準に達すること。

(表3:初級システムアドミニストレータ補講講座(Bコース))

番号	項目	教科名	授業数
1	ハードウェア(情報素子)	コンピュータ概論	1
2	ハードウェア (エンベデッドシステム)	コンピュータ概論	
3	システムの構成と方式(システムの信頼性・経済性)	コンピュータ概論	1
4	システム応用(データ資源管理)	コンピュータ概論	1
5	システムの開発 (ソフトウェアパッケージ)	コンピュータ概論	1
6	関連法規(情報通信)	産業社会	1
7	関連法規(その他の法律・倫理)	産業社会	1
		合計	6

1コマ 50分

愛媛電子ビジネス専門学校において、平成16年4月1日から平成17年9月30日の期間に情報ビジネス科講座を履修し、かつ、初級システムアドミニストレータ補講講座(Cコース)(表4)を履修することにより、初級システムアドミニストレータ講座(Cコース)における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構(I P A)が示す合格基準に達すること。

(表4:初級システムアドミニストレータ補講講座(Cコース))

番号	項目	教科名	授業数
1	システム応用 (データベース応用)	シスアド概論(EUC)	5
2	システム応用 (データ資源管理)	シスアド概論(EUC)	6
		合計	11

1143

当該認定に係る講座の出席率(F～Hコース:表5のとおり)以上をもって履修後、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。有資格者に対し当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)及び修了認定に係る試験の提供者の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

なお、サーティファイ・システム技術者能力試験における2級の合格者を3級、1級合格者を、1級及び2級の資格の合格者と取り扱う。

(表5:拡充講座の出席率の基準)

- ___ 初級システムアドミニストレータ講座(Fコース/サーティファイ・システム技術者能力試験3級併用コース) 80%以上
- ___ 初級システムアドミニストレータ講座(Gコース/サーティファイ・システム技術者能力試験2級併用コース) 80%以上
- ___ 初級システムアドミニストレータ講座(Hコース/サーティファイ・システム技術者

初級システムアドミニストレータ講座(A、Dコース)については、システム技術者能力認定試験3級を受験し合格した者であって、当該講座の出席率(80%以上)をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

初級システムアドミニストレータ講座(B、Eコース)については、システム技術者能力認定試験2級を受験し合格並びに第1部科目合格した者であって、当該講座の出席率(80%以上)をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

初級システムアドミニストレータ講座(C、Fコース)については、システム技術者能力認定試験1級を受験し合格並びに第1部科目合格した者であって、当該講座の出席率(80%以上)をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

また、サーティファイ・システム技術者能力試験における2級の合格者を3級、1級合格者を1級及び2級の資格の合格者と同等に取り扱う。

(講座の出席率の基準)

[学校法人 山本学園 松山コンピュータ専門学校]

- ___ 初級システムアドミニストレータ講座(Aコース/サーティファイ・システム技術者能力試験3級併用コース) 80%以上
- ___ 初級システムアドミニストレータ講座(Bコース/サーティファイ・システム技術者能力試験2級併用コース) 80%以上
- ___ 初級システムアドミニストレータ講座(Cコース/サーティファイ・システム技術者

能力試験1級併用コース) 80%以上

【学校法人 山本学園 松山コンピュータ専門学校】

(1)の履修計画のうち、初級システムアドミニストレータ講座(F、G、Hコース/サーティファイ併用コース)については、民間資格を取得するための試験「シスアド技術者能力認定試験(3級)」を受験し、合格することによって資格を取得した者で、かつ、初級システムアドミニストレータ講座(Fコース)を履修した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。同様に「シスアド技術者能力認定試験(2級)」を受験し、合格することによって資格を取得した者で、かつ、初級システムアドミニストレータ講座(Gコース)を履修した者、並びに「シスアド技術者能力認定試験(1級)」に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。同じく「シスアド技術者能力認定試験(1級)」を受験し、合格することによって資格を取得した者で、かつ、初級システムアドミニストレータ講座(Hコース)を履修した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

また、松山コンピュータ専門学校において、平成17年4月1日以降に民間資格を取得するための試験「シスアド技術者能力認定試験(3級、2級、1級)」を受験し、

能力試験1級併用コース) 80%以上

【学校法人 河原学園 愛媛電子ビジネス専門学校】

初級システムアドミニストレータ講座(Dコース/サーティファイ・シスアド技術者

能力試験3級併用コース) 80%以上

初級システムアドミニストレータ講座(Eコース/サーティファイ・シスアド技術者

能力試験2級併用コース) 80%以上

初級システムアドミニストレータ講座(Fコース/サーティファイ・シスアド技術者

能力試験1級併用コース) 80%以上

松山コンピュータ専門学校並びに愛媛電子ビジネス専門学校において、平成16年4月1日以降に民間資格を取得するための試験「シスアド技術者能力認定試験(3

合格した者に対し、または、その中で、平成 18 年4月から実施されている初級システムアドミニストレータ講座(Aコース)を履修している者に対し、初級システムアドミニストレータ講座(F、G、Hコース)の履修科目と重なっている科目のうち、履修済の科目については、履修した者と見なし、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

おって、これらの有資格者に対し、修了認定に係る試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)及び修了認定に係る試験の提供者の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

級)」を受験し合格した者に対し、かつ、平成 18 年4月から実施されている初級システムアドミニストレータ講座(旧A、旧Cコース)を履修している者に対し、初級システムアドミニストレータ講座(A、Dコース)の履修科目と重なっている科目のうち、履修済の科目については履修したものとみなし、未履修項目を当該講座で履修することにより、修了認定に係る試験の有資格者と定める。

また、平成16年4月1日以降に民間資格を取得するための試験「シスアド技術者能力認定試験(2級)」を受験し合格した者に対し、かつ、平成 18 年4月から実施されている初級システムアドミニストレータ講座(旧A、旧Cコース)を履修している者に対し、初級システムアドミニストレータ講座(B、Eコース)の履修科目と重なっている科目のうち、履修済の科目については履修したものとみなし、未履修項目を当該講座で履修することにより、修了認定に係る試験の有資格者と定める。

同様に、平成16年4月1日以降に民間資格を取得するための試験「シスアド技術者能力認定試験(1級)」を受験し合格した者に対し、かつ、平成 18 年4月から実施されている初級システムアドミニストレータ講座(旧A、旧Cコース)を履修している者に対し、初級システムアドミニストレータ講座(C、Fコース)の履修科目と重なっている科目のうち、履修済の科目については履修したものとみなし、未履修項目を当該講座で履修することにより、修了認定に係る試験の有資格者と定める。

よって、これらの有資格者に対し、修了認定に係る試験を実施し、修了認定に係る試験の提供者の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。また、(3)の規定により、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する場合には、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験のうち、初級システムアドミニストレータ講座(A～Eコース)については、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する試験問題を使用し、修了認定に係る試験を実施する。

また、初級システムアドミニストレータ講座(F、G、Hコース・サーティファイ併用コース)については、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査によって認定された問題を使用して、実施するものとし、仮に当該の試験問題が独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査によって認められなかった場合には、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して、修了認定に係る試験を実施する。

いずれも、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。ただし、初級システムアドミニストレータ講座(F、G、Hコース・サーティファイ併用コース)について、適用を受けた事業者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

なお、告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果を独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に通知するものとする。

省略

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

初級システムアドミニストレータ講座(A、B、C、D、E、Fコース・サーティファイ併用コース)については、株式会社サーティファイが作成し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査によって認定された問題、または独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して、修了認定に係る試験を実施する。

いずれも、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。ただし、初級システムアドミニストレータ講座(A、B、C、D、E、Fコース・サーティファイ併用コース)について、適用を受けた事業者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

なお、告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果を独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に通知するものとする。

省略

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から1年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、地域の IT の人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。

このことから、当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等について、本市が内閣総理大臣に提出し認定を得るとともに、認定講座の内容変更、追加設置等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかを経済産業大臣に協議し、認定を受けるものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から1年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、地域の IT の人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。

変 更 前	変 更 後
<p>別紙2</p> <p>省略</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</p> <p><u>1132</u></p> <p><u>(1)学校法人 山本学園 松山コンピュータ専門学校(愛媛県松山市辻町1-33)</u></p> <p><u>(2)学校法人 愛媛学園 愛媛コンピュータ専門学校(愛媛県松山市旭町107番地)</u></p> <p><u>(3)学校法人 河原学園 愛媛電子ビジネス専門学校(愛媛県松山市柳井町3丁目3-31)</u></p> <p><u>(4)イヨテツケーターサービス株式会社(愛媛県松山市千舟町4丁目5-2)</u></p> <p><u>1144</u></p> <p><u>(1)学校法人 山本学園 松山コンピュータ専門学校(愛媛県松山市辻町1-33)</u></p> <p><u>(2)株式会社サーティファイ(東京都中央区京橋3-3-14 京橋AKビル)</u></p> <p><u>[修了認定試験の提供者]</u></p> <p>省略</p> <p>4 特定事業の内容</p> <p>(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画</p>	<p>別紙2</p> <p>省略</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</p> <p>(1)講座の開設者</p> <p>学校法人 山本学園 松山コンピュータ専門学校(愛媛県松山市辻町1-33)</p> <p>学校法人 河原学園 愛媛電子ビジネス専門学校(愛媛県松山市柳井町3丁目3-31)</p> <p>(2)修了認定試験の提供者</p> <p>株式会社サーティファイ(東京都中央区京橋3-3-14 京橋AKビル)</p> <p>省略</p> <p>4 特定事業の内容</p> <p>(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画</p>

以下の講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

1132

基本情報技術者講座(Aコース) 別添資料5のとおり

【学校法人 山本学園 松山コンピュータ専門学校】

基本情報技術者講座(Bコース) 別添資料6のとおり

【学校法人 愛媛学園 愛媛コンピュータ専門学校】

基本情報技術者講座(Cコース) 別添資料7のとおり

【学校法人 河原学園 愛媛電子ビジネス専門学校】

基本情報技術者講座(Dコース) 別添資料8のとおり

【イヨテツケーターサービス株式会社】

1144

基本情報技術者講座(Eコース/サーティファイ・情報処理技術者能力試験3級併用コース) 別添資料13のとおり

基本情報技術者講座(Fコース/サーティファイ・情報処理技術者能力試験2級併用コース) 別添資料14のとおり

基本情報技術者講座(Gコース/サーティファイ・情報処理技術者能力試験1級併用コース) 別添資料15のとおり

【学校法人 山本学園 松山コンピュータ専門学校】

以下の講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

【学校法人 山本学園 松山コンピュータ専門学校】

基本情報技術者講座(Aコース/サーティファイ・情報処理技術者能力試験3級併用コース) 別添資料7のとおり

基本情報技術者講座(Bコース/サーティファイ・情報処理技術者能力試験2級併用コース) 別添資料8のとおり

基本情報技術者講座(Cコース/サーティファイ・情報処理技術者能力試験1級併用コース) 別添資料9のとおり

【学校法人 河原学園 愛媛電子ビジネス専門学校】

基本情報技術者講座(Dコース/サーティファイ・情報処理技術者能力試験3級併用コース) 別添資料10のとおり

(2) 修了認定の基準

1132

当該認定に係る講座の出席率(A～Dコース:表5のとおり)以上をもって履修後、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。有資格者に対し当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(表5:講座の出席率の基準)

基本情報技術者講座(Aコース) 80%以上 【学校法人 山本学園 松山コンピュータ専門学校】
基本情報技術者講座(Bコース) 80%以上 【学校法人 愛媛学園 愛媛コンピュータ専門学校】
基本情報技術者講座(Cコース) 90%以上 【学校法人 河原学園 愛媛電子ビジネス専門学校】
基本情報技術者講座(Dコース) 80%以上 【イヨテツケーターサービス株式会社】

基本情報技術者講座(Eコース/サーティファイ・情報処理技術者能力試験2級併用コース) 別添資料11のとおり

基本情報技術者講座(Fコース/サーティファイ・情報処理技術者能力試験1級併用コース) 別添資料12のとおり

(2) 修了認定の基準

松山コンピュータ専門学校において、平成15年4月1日から平成17年9月30日の期間に高度情報処理科(ネットワークエンジニアコース)講座、または平成16年4月1日から平成17年9月30日の期間に情報処理科(情報技術コース)講座を履修し、かつ、基本情報技術者補講講座(Aコース)(表6)を履修することにより、基本情報技術者講座(Aコース)における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が示す合格基準に達すること。

(表6:基本情報技術者補講講座(Aコース))

番号	項目	教科名	授業数
1	ハードウェア(情報素子)	コンピュータサイエンス	2
2	システム応用 (データベース応用)	ファイル・データベース	2
3	セキュリティ(リスク管理)	ネットワーク基礎	2
4	セキュリティ(ガイドライン)		2
5	システムの運用・保守 (システムの運用)	システム設計	4
6	システムの運用・保守 (システムの保守)		2
7	関連法規 (その他の法律・倫理)	経営科学	4
		合計	18

1コマ 50分

愛媛コンピュータ専門学校において、平成16年4月1日から平成17年9月30日の期間に情報処理科(システムソリューション・コース、デジタルプロデュース・コース)

講座を履修し、かつ、基本情報技術者補講講座(Bコース)(表7)を履修することにより、基本情報技術者講座(Bコース)における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構(I P A)が示す合格基準に達すること。

(表7:基本情報技術者補講講座(Bコース))

番号	項目	教科名	授業数
1	ハードウェア(情報素子)	コンピュータ概論	1
2	ハードウェア (エンベデッドシステム)	コンピュータ概論	
3	システムの構成と方式 (システムの信頼性・経済性)	コンピュータ概論	1
4	システム応用 (データ資源管理)	コンピュータ概論	1
5	システムの開発 (ソフトウェアパッケージ)	コンピュータ概論	1
6	システムの運用・保守 (システムの運用)	コンピュータ概論	4
7	システムの運用・保守 (システムの保守)	コンピュータ概論	
8	ネットワーク技術 (ネットワークソフト)	ネットワーク基礎	1
9	関連法規(情報通信)	産業社会	1
10	関連法規 (その他の法律・倫理)	産業社会	1
		合計	11

1コマ 50分

愛媛電子ビジネス専門学校において、平成16年4月1日から平成17年9月30日の期間に高度情報技術科(インターネットテクノロジーコース、テクニカルエンジニアコース)講座、マルチメディア科(ゲームクリエイターコース、CGクリエイターコース、サウンドクリエイター)講座及び情報システム科(システムエンジニアコース、ネットワークエンジニアコース)講座のいずれかを履修し、かつ、基本情報技術者補講講座(Cコース)(表8)を履修することにより、基本情報技術者講座(Cコース)における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構(IIPA)が示す合格基準に達すること。

(表8:基本情報技術者補講講座(Cコース))

番号	項目	教科名	授業数
1	ハードウェア (エンベデッドシステム)	基本情報概論(ハード・ソフト)	2
2	システムの開発 (ソフトウェアパッケージ)	基本情報概論(システム設計)	4
3	ネットワーク技術 (ネットワークソフト)	基本情報概論(ハード・ソフト)	4
4	関連法規(情報通信)	基本情報概論(情報化社会)	3
5	関連法規 (その他の法律・倫理)	基本情報概論(情報化社会)	3
		合計	16

1コマ 50分

1144

当該認定に係る講座の出席率(E～Gコース:表9のとおり)以上をもって履修後、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。有資格者に対し当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)及び修了認定に係る試験の提供者の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

なお、サーティファイ・情報処理技術者能力試験における2級合格者を3級、また、1級合格者を、1級及び2級の資格の合格者と取り扱う。

(表9:講座の出席率の基準)

基本情報技術者講座(Eコース/サーティファイ・情報処理技術者能力試験3級併用コース)	80%以上
基本情報技術者講座(Fコース/サーティファイ・情報処理技術者能力試験2級併用コース)	80%以上
基本情報技術者講座(Gコース/サーティファイ・情報処理技術者能力試験1級併用コース)	80%以上

基本情報技術者講座(A、Dコース)については、情報処理技術者能力認定試験3級を受験し合格した者であって、当該講座の出席率(80%以上)をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

基本情報技術者講座(B、Eコース)については、情報処理技術者能力認定試験2級を受験し合格並びに第1部科目合格した者であって、当該講座の出席率(80%以上)をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

基本情報技術者講座(C、Fコース)については、情報処理技術者能力認定試験1級を受験し合格並びに第1部科目合格した者であって、当該講座の出席率(80%以上)をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

また、サーティファイ・情報処理技術者能力試験における2級の合格者を3級、1級合格者を1級及び2級の資格の合格者と同等に取り扱う。

(講座の出席率の基準)

[学校法人 山本学園 松山コンピュータ専門学校]

基本情報技術者講座(Aコース/サーティファイ・情報処理技術者能力試験3級併用コース)	80%以上
基本情報技術者講座(Bコース/サーティファイ・情報処理技術者能力試験2級併用コース)	80%以上
基本情報技術者講座(Cコース/サーティファイ・情報処理技術者能力試験1級併用コース)	80%以上

【学校法人 山本学園 松山コンピュータ専門学校】

(1)の履修計画のうち、基本情報技術者講座(E、F、Gコース/サーティファイ併用コース)については、民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(3級)」を受験し、合格することによって資格を取得した者で、かつ、基本情報技術者講座(Eコース)を履修した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。同様に「情報処理技術者能力認定試験(2級)」を受験し、合格することによって資格を取得した者で、かつ、基本情報技術者講座(Fコース)を履修した者、並びに、「情報処理技術者能力認定試験(1級)」を受験し、合格することによって資格を取得した者で、かつ、基本情報技術者講座(Gコース)を履修した者に対しても、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

また、松山コンピュータ専門学校において、平成16年4月1日以降に民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(3級、2級、1級)」を受験し、合格した者に対し、または、その中で、平成18年4月から実施されている基本情報技術者講座(Aコース)を履修している者に対し、基本情報技術者講座(E、F、Gコース)の履修科目と重なっている科目のうち、履修済の科目については、履修した者と見な

【学校法人 河原学園 愛媛電子ビジネス専門学校】

基本情報技術者講座(Dコース/サーティファイ・情報処理技術者能力試験3級併用コース) 80%以上

基本情報技術者講座(Eコース/サーティファイ・情報処理技術者能力試験2級併用コース) 80%以上

基本情報技術者講座(Fコース/サーティファイ・情報処理技術者能力試験1級併用コース) 80%以上

松山コンピュータ専門学校並びに愛媛電子ビジネス専門学校において、平成16年4月1日以降に民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(3級)」を受験し合格した者に対し、かつ、平成18年4月から実施されている基本情報技術者講座(旧A、旧Cコース)を履修している者に対し、基本情報技術者講座(A、Dコース)の履修科目と重なっている科目のうち、履修済の科目については履修したも

し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

おって、これらの有資格者に対し、修了認定に係る試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)及び修了認定に係る試験の提供者の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

のとみなし、未履修項目を当該講座で履修することにより、修了認定に係る試験の有資格者と定める。

また、平成16年4月1日以降に民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(2級)」を受験し合格した者に対し、かつ、平成18年4月から実施されている基本情報技術者講座(旧A、旧Cコース)を履修している者に対し、基本情報技術者講座(B、Eコース)の履修科目と重なっている科目のうち、履修済の科目については履修したものとみなし、未履修項目を当該講座で履修することにより、修了認定に係る試験の有資格者と定める。

同様に、平成16年4月1日以降に民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(1級)」を受験し合格した者に対し、かつ、平成18年4月から実施されている基本情報技術者講座(旧A、旧Cコース)を履修している者に対し、基本情報技術者講座(C、Fコース)の履修科目と重なっている科目のうち、履修済の科目については履修したものとみなし、未履修項目を当該講座で履修することにより、修了認定に係る試験の有資格者と定める。

よって、これらの有資格者に対し、修了認定に係る試験を実施し、修了認定に係る試験の提供者の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。また、(3)の規定により、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する場合には、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験のうち、基本情報技術者講座(A～Dコース)については、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する試験問題を使用し、修了認定に係る試験を実施する。

また、基本情報技術者講座(E、F、Gコース・サーティファイ併用コース)については、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査によって認定された問題を使用し、実施するものとし、仮に当該の試験問題が独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査によって認められなかった場合には、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して、修了認定に係る試験を実施する。

いずれも、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。ただし、基本情報技術者講座(E、F、Gコース・サーティファイ併用コース)について、適用を受けた事業者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

なお、告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果を独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称: 情報処理技術者能力認定試験(3級、2級、1級)

試験科目: 情報処理技術者能力認定試験(3級、2級、1級)

当該民間資格を取得するための試験の試験項目: 表に示すとおり

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

基本情報技術者講座(A、B、C、D、E、Fコース・サーティファイ併用コース)については、株式会社サーティファイが作成し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査によって認定された問題、または、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して、修了認定に係る試験を実施する。

いずれも、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。ただし、基本情報技術者講座(A、B、C、D、E、Fコース・サーティファイ併用コース)について、適用を受けた事業者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

なお、告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果を独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称: 情報処理技術者能力認定試験(3級、2級、1級)

試験科目: 情報処理技術者能力認定試験(3級、2級、1級)

当該民間資格を取得するための試験の試験項目: 表に示すとおり

サーティファイ(情報処理技術者能力認定試験)試験項目	3級	2級	1級
1 情報の基礎理論			
基礎変換、データ表現、演算と精度、理論演算、符号理論			
状態遷移、グラフ理論、オートマトンと形式言語			
計算量と情報量			
2 データ情報とアルゴリズム			
データ構造、アルゴリズムの基礎			
流れ図、決定表、BN記法、ポーランド記法			
各種アルゴリズム、アルゴリズムの効率			
3 ハードウェア			
半導体と集積回路			
プロセッサ、動作原理			
メモリ、記憶媒体、補助記憶装置			
入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体			
コンピュータの種類と特徴			
4 基本ソフトウェア			
OSの種類と構成			
プロセス管理、割込み制御			
主記憶管理、仮想記憶			
入出力制御、ジョブ管理			
ファイル管理、障害管理			
ヒューマンインタフェース、日本語処理			
ミドルウェア			
5 システム構成と方式			

サーティファイ(情報処理技術者能力認定試験)試験項目	3級	2級	1級
1 情報の基礎理論			
基礎変換、データ表現、演算と精度、理論演算、符号理論			
状態遷移、グラフ理論、オートマトンと形式言語			
計算量と情報量			
2 データ情報とアルゴリズム			
データ構造、アルゴリズムの基礎			
流れ図、決定表、BN記法、ポーランド記法			
各種アルゴリズム、アルゴリズムの効率			
3 ハードウェア			
半導体と集積回路			
プロセッサ、動作原理			
メモリ、記憶媒体、補助記憶装置			
入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体			
コンピュータの種類と特徴			
4 基本ソフトウェア			
OSの種類と構成			
プロセス管理、割込み制御			
主記憶管理、仮想記憶			
入出力制御、ジョブ管理			
ファイル管理、障害管理			
ヒューマンインタフェース、日本語処理			
ミドルウェア			
5 システム構成と方式			

	システム構成方式、処理形態			
	システム性能、信頼性			
	応用システム			
6 システム開発と運用				
	プログラム構造、制御構造			
	プログラム言語、言語処理系			
	EUC、EUD、ソフトウェアの利用			
	開発手法、設計手法、テスト手法			
	開発環境と開発管理			
	システムの環境整備、運用管理			
	システムの保守			
7 ネットワーク技術				
	プロトコルと伝送制御			
	符号化と伝送制御			
	LANとインターネット			
	電気通信サービス			
	ネットワーク性能			
	伝送媒体、通信装置			
	ネットワークソフト			
8 データベース技術				
	データベースモデル			
	データの分析・正規化			
	データ操作			
	データベース言語、SQLの利用			
	DBMSの機能と特徴			
	データベース制御機能(排他制御、リカバリ)			
	分散データベース			
9 セキュリティ				

	システム構成方式、処理形態			
	システム性能、信頼性			
	応用システム			
6 システム開発と運用				
	プログラム構造、制御構造			
	プログラム言語、言語処理系			
	EUC、EUD、ソフトウェアの利用			
	開発手法、設計手法、テスト手法			
	開発環境と開発管理			
	システムの環境整備、運用管理			
	システムの保守			
7 ネットワーク技術				
	プロトコルと伝送制御			
	符号化と伝送制御			
	LANとインターネット			
	電気通信サービス			
	ネットワーク性能			
	伝送媒体、通信装置			
	ネットワークソフト			
8 データベース技術				
	データベースモデル			
	データの分析・正規化			
	データ操作			
	データベース言語、SQLの利用			
	DBMSの機能と特徴			
	データベース制御機能(排他制御、リカバリ)			
	分散データベース			
9 セキュリティ				

	セキュリティ対策			
	インテグリティ対策			
	プライバシー保護			
	可用性・安全対策			
	リスク管理			
	ガイドライン			
10 標準化				
	開発と取引の標準化			
	情報システム基盤の標準化			
	データの標準化			
	標準化組織			
11 情報化と経営				
	経営管理(経営戦略、組織と役割、マーケティングなど)			
	情報化戦略(業務改善など)			
	財務会計(会計基準、財務諸表など)			
	管理会計(損益分岐点、原価管理など)			
	IE 分析手法、管理図			
	確率と統計			
	最適化問題、意志決定理論			
	情報システムの活用(ビジネスシステム、企業間システムなど)			
	関連法規(情報通信、知的財産権)			
	関連法規(労働、取引、安全、法律、倫理など)			
12 表現能力				
	発表技術			
	文章の書き方			
	マルチメディアの利用			

	セキュリティ対策			
	インテグリティ対策			
	プライバシー保護			
	可用性・安全対策			
	リスク管理			
	ガイドライン			
10 標準化				
	開発と取引の標準化			
	情報システム基盤の標準化			
	データの標準化			
	標準化組織			
11 情報化と経営				
	経営管理(経営戦略、組織と役割、マーケティングなど)			
	情報化戦略(業務改善など)			
	財務会計(会計基準、財務諸表など)			
	管理会計(損益分岐点、原価管理など)			
	IE 分析手法、管理図			
	確率と統計			
	最適化問題、意志決定理論			
	情報システムの活用(ビジネスシステム、企業間システムなど)			
	関連法規(情報通信、知的財産権)			
	関連法規(労働、取引、安全、法律、倫理など)			
12 表現能力				
	発表技術			
	文章の書き方			
	マルチメディアの利用			

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報処理技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通の知識を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、地域の IT の人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。

このことから、当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等について、本市が内閣総理大臣に提出し認定を得るとともに、認定講座の内容変更、追加設置等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかを、経済産業大臣に協議し、認定を受けるものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報処理技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通の基礎知識を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、地域の IT の人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。